

税を考える週間(11/11~11/17)の

# 不動産合同公売会

~高知県内4会場で滞納税等に充てるために差押えした不動産を売却します~

11/12 南国市、11/13 安芸市、11/14 須崎市、11/15 四万十市

## 【公売会のご案内】

税金や料金は納期内に  
納付しましょう!!

公売方法	期日入札		
入札期日	令和元年 <b>11月12日</b> 火	受付時間	13:30~
		入札時間	14:00~
入札会場	南国市役所 4階大会議室(南国市大桶甲2301)		
納付期限	公売保証金	令和元年 <b>11月12日</b> 火 14:00まで ※現金に限る	
	買受代金	令和元年 <b>11月19日</b> 火	
入札の際に必要なもの	●身分証明書(免許証、健康保険証、パスポート など) ●印鑑(認印可) ●公売保証金 ●代理人の場合は委任状、法人の場合は登記事項証明書、共同入札の場合は共同入札代表者の届出書 ●農地の場合は買受適格証明書(農業委員会等が発行)		
現地案内	(裏面に記載の)各執行機関にお問い合わせください。		
参加団体	●南国・香南・香美租税債権管理機構 南国市蛸が丘1丁目1番地1 南国オフィスパークセンター308-11 ☎088-855-6776 URL: <a href="http://www.union.nankoku-kikou.lg.jp">http://www.union.nankoku-kikou.lg.jp</a> ●南国市 税務課 南国市大桶甲2301番地 ☎088-880-6554 URL: <a href="https://www.city.nankoku.lg.jp">https://www.city.nankoku.lg.jp</a>		

## 【注意事項】

- 公売物件は、全て滞納処分による差押物件です。
- 地積は、登記簿上に記載された面積で、実測と異なる場合があります。
- 各物件について、状況により公売が中止になる場合があります。
- 農地に該当する物件に入札する方は、農業委員会等が交付する「買受適格証明書」が必要です。
- 公売保証金は、入札会場にて受付時に預かることとなります。
- 公売保証金は、落札できなかった場合は返還します。
- 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができません。
- 公売財産のうち、消費税及び地方消費税の課税財産の見積価額は、すべて内税価額です。
- 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
- 落札後、納付していただく買受代金は、落札価格から公売保証金を控除した金額となります。
- 買受代金は、必ず納付期限までに一括で納付してください。
- 納付期限までに買受代金の納付が確認できない場合は、売却決定が取り消され、公売保証金は没収となります。
- 危険負担は、買受代金を納付した時点で買受人に移転します。その後発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、買受人が負うこととなります。ただし、農地等の危険負担の移転の時期は、許可又は届出の受理があった時となります。
- 隣地との境界確定、使用者又は占有者に対する明渡し要求、物件内の動産にかかる強制執行などは、買受人が行うこととなります。



◆南国・香南・香美 租税債権管理機構  
TEL: 088-855-6776

<http://www.union.nankoku-kikou.lg.jp>

物件番号	元機(フ)1	土地のみ
南国市上末松字横堀		
		
見積価額	公売保証金	
<b>1,540,000円</b>	<b>160,000円</b>	
■土地面積	2,042㎡	■地目 田

物件番号	元機(フ)2	土地・建物
南国市東崎字曲田		
		
見積価額	公売保証金	
<b>3,700,000円</b>	<b>370,000円</b>	
■土地面積	264.45㎡	■地目 宅地

◆南国市税務課

TEL: 088-880-6554

<https://www.city.nankoku.lg.jp>

物件番号	31南国(フ)1	土地のみ
南国市田村字ウギ乙		
		
見積価額	公売保証金	
<b>570,000円</b>	<b>60,000円</b>	
■土地面積	944㎡	■地目 田

物件番号	31南国(フ)2	土地のみ
南国市上野田字東ミコカ内		
		
見積価額	公売保証金	
<b>690,000円</b>	<b>70,000円</b>	
■土地面積	1,024㎡	■地目 田

物件番号	31南国(フ)3	土地のみ
南国市岡豊町中島字国領		
		
見積価額	公売保証金	
<b>630,000円</b>	<b>70,000円</b>	
■土地面積	1,071㎡	■地目 田

物件についての詳細は、  
各執行機関に  
お問い合わせください。